

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆ 本日の株価指標等
- ◆ 第一部前・後場概況

2. マーケットニュース

3. セミナー情報

- ◆ +YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆ 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 4. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

最近の証券取引等監視委員会による告発状況について
(27年9月～12月上旬)

投稿 No. 148

証券取引等監視委員会事務局特別調査課長 河村 企彦

証券監視委は、「重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応」を重点施策として掲げており、当課においては、それを踏まえて重大で悪質な違反行為に対する犯則調査を実施しているところです。その結果告発に至った最近の事例については、「投稿 No. 141 (平成 27 年 9 月 9 日付)」においてお知らせしましたが、今回もそれ以降の告発実績 (虚偽有価証券報告書提出、相場操縦、内部者取引各 1 件) について、以下のとおり紹介させていただきます。

1. オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件（平成 27 年 10 月 23 日、東京地方検察庁に告発）

- 犯則嫌疑者は、オリンパス株式会社（以下「オリンパス」という）の代表取締役社長らが共謀の上、平成 19 年 3 月期から平成 22 年 3 月期までの連結会計年度につき、関東財務局長に対し、同社の連結会計年度における連結純資産額について、それぞれ虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した際、その情を知りながら、有価証券の売買等を目的とする会社の取締役であった者と共同して、オリンパスの簿外損失を管理するためのファンド等の維持管理及びファンド間の送金を行い、また、オリンパスの企業買収に関する業務の報酬名目で犯則嫌疑者が経営する会社に株式オプション及びワラント購入権を取得させた後、当該株式オプションに代えて付与された配当優先株や当該ワラント購入権をオリンパスに著しい高額で買い取らせるなどして、損失を抱えた金融商品の簿外処理や有価証券報告書に架空ののれん代を計上することを可能にし、もって上記の虚偽の記載のある有価証券報告書の提出を容易にして、これを幫助した。

2. 新日本理化株式会社株券に係る相場操縦事件（平成 27 年 12 月 4 日、東京地方検察庁に告発）

- 犯則嫌疑者 A、B、C は、共謀の上、財産上の利益を得る目的で、大阪証券取引所（当時）が開設していた有価証券市場に上場されていた新日本理化株式会社の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 24 年 2 月 15 日から同年 3 月 2 日までの間、同市場において、立会時間の開始前に大量の成行買い注文等を発注して始値を引き上げ、立会時間に高指値の買い注文を発注して株価を引き上げ、又は下値に大量の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、同株券合計 296 万 5600 株を買い付けるとともに、同株券合計 279 万 6600 株の買付けの委託を行う一連の取引をし、その株価を 871 円から 1297 円まで上昇させた上、同年 2 月 17 日から同年 3 月 5 日までの間、当該上昇させた株価により、同株券合計 147 万 5400 株を売り付けた。

3. 石山 Gateway Holdings 株券に係る内部者取引事件（平成 27 年 12 月 8 日、東京地方検察庁に告発）

- 犯則嫌疑者は、平成 26 年 10 月 29 日、ジャスダック市場に株券を上場していた石山 Gateway Holdings 株式会社の従業員から、同人がその職務に関し知った、同社が粉飾決算をしたとする嫌疑事実により証

券取引等監視委員会の強制調査を受けた旨の伝達を受け、損失を回避するため、同事実の公表前である同月 30 日、犯則嫌疑者ほか 1 名名義の同社株券合計 43 万 5400 株を代金合計 4322 万 600 円で売り付けた。

各事案の概要は以上のおりですが、証券監視委による犯則事件においては、一度告発した事案に関連して再度告発に至ることは珍しくなく、その形態はさまざまです。

今回紹介したケースでいうと、上記 1 は、平成 24 年 3 月 6 日と 28 日に告発した「オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件」と同一の虚偽有価証券報告書提出事実を対象とした事案です。犯則調査当時には国外にいた犯則嫌疑者が、その後帰国したことを受け、東京地検と連携して共犯の疑いで調査を行ったところ、犯則の心証を得たため、今回告発したものです。なお、このように国外から戻ってきた共犯者を告発した事例としては、他に昨年 8 月に告発した「井上工業株式会社株券に係る偽計事件」があります。

また、上記 3 は、本年 6 月 15 日に告発した「石山 Gateway Holdings 株式会社に係る偽計事件」及び 7 月 3 日に告発した「石山 Gateway Holdings 株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件」に関し、その際の強制調査を重要事実として行われた内部者取引です。この事案のように、証券監視委による強制調査を重要事実として行われた内部者取引としては、平成 21 年 3 月 31 日に告発した「株式会社プロデュース株券に係る内部者取引事件」があります。いずれの事案においても、粉飾決算を嫌疑事実とする証券監視委の強制調査を、重要事実の類型の一つである「上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの（金商法第 166 条第 2 項第 4 号：いわゆるバスケット条項）に該当するとしたものです。

上記 1 及び 3 の事例は比較的特殊なケースといえますが、一つの事案について複数回の告発を行った一般的なケースとしては、両事例のもとになった事案、すなわち、オリンパス事案においては、平成 24 年 3 月に会計年度を分けるなどして 3 度（うち 2 度は同日）の告発を、石山 Gateway Holdings 事案においては、本年 6 月及び 7 月に偽計と粉飾で 2 度の告発をしたように、犯則類型や手口の性質などを考慮して複数回に分けることがあります。

犯則事件の高度化・複雑化が進む中で、複数の犯則類型や手口を組み合わせた犯則事案が発生する機会は、今後一層増えてくると考えています。証券監視委では、そのような複雑な事案について十分な実態解明をしていくため、これからも、様々な角度からの犯則調査を心がけていきたいと考えています。

（参考）

各告発事案の内容については、証券監視委のサイトにも掲載してあります。

1. オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20151023-1.htm)
2. 新日本理化株式会社株券に係る相場操縦事件
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20151204-1.htm)
3. 石山 Gateway Holdings 株券に係る内部者取引事件
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20151208-1.htm)

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>